

令和7年3月1日

外国人労働者の受講生の皆様へ

林業・木材製造業労働災害防止協会愛知県支部

外国人労働者の受入れ体制(運営基準)

<在留カード所持者について>

愛知県支部が主催する研修等において、外国人労働者の受講申込をする際は、林業・木材製造業のテキストの内容とその安全性を理解するための措置として「日本語能力検定」を修了した者とし、申込時、下記要項に応じた証明書など証明を求めることがあります。

愛知県支部 非 会 員…日本語能力検定(N3以上)

愛知県支部 会 員…日本語能力検定(N4以上)(賛助会員含む)

愛知県支部 会員(※)…日本語能力検定(N5以上)

※ただし、愛知県支部(会員)で支部に登録されている安全指導員が在籍している事業体は免除の対象とします。

また、やむを得ず事業などでこれらの証明が取れない場合は、委託機関またはそれを受託する機関と安全の指針を守るため「取り決め書」を交わすことでそれを許可できる物とします。(当面の間、運営基準とします。)

<在留カード所持者の当支部の修了証名について>

在留カード所持者が愛知県支部で研修を受講する際の証明書名の表記は、在留カードの表記とする。

また、その他証明書をもってその者の氏名等を証明する時は、写真と氏名が1枚の証明書で証明できる物のコピーを同封することとする。この際は別途証明手数料を請求するものとする。